

## 検討項目5:コンプライアンス違反がないか。また、独自の委員会を設けるなど、組織内のチェック体制は十分か。

### ○ 各種規程を整備し、法令遵守に努めている。

(※)「中央職業能力開発協会倫理規程」、「中央職業能力開発協会個人情報保護規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する件」

上記(※)

#### ○「中央職業能力開発協会倫理規程」より抜粋

(目的)

第1条 この規程は、中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)の常勤役員及び職員(以下「役職員」という。)の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(役職員の基本的心構え)

第2条 役職員は、中央協会役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、職務により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が中央協会の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(調査及び違反に対する処分等)

第16条 倫理監督者は、役職員にこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、直ちに調査を行うとともに、理事長に状況を報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた理事長は、必要に応じ、倫理監督者と連携して必要な調査を行うことができる。
- 3 理事長は、職員について、この規程に違反する事実が明らかになった場合は、職員就業規則(平成21年規程第3号)第43条の規定に基づく処分その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 理事長は、常勤役員について、この規程に違反する事実が明らかになった場合は、職員就業規則(平成21年規程第3号)第43条の規定に準じた処分その他必要な措置を講ずるものとする。

#### ○「中央職業能力開発協会個人情報保護規程」より抜粋

(目的)

第1条 この規程は、中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)における個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役職員が個人情報を取り扱う場合に適用される。

#### ○「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する件」

(趣旨)

第1条この通達は、セクシュアル・ハラスメントのない明るい職場環境を確保することを目的として、その防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

検討項目5:コンプライアンス違反がないか。また、独自の委員会を設けるなど、組織内のチェック体制は十分か。

○ 役職員等については、秘密保持義務が課せられている。

職業能力開発促進法第77条

中央協会の役員若しくは職員(中央技能検定委員を含む。)又はこれらの職にあった者は、第55条第2項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(注) なお、本条第1項に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。(同法第100条)

○ 役職員及び中央技能検定委員の秘密保持について、規程及び要領(※)により厳格に定めるとともに、その運用の徹底を図っている。

(※)「中央職業能力開発協会検定秘文書取扱規程」、「中央技能検定委員の秘密保持に関する規程」、「検定秘文書を中央技能検定委員に持帰りをさせる場合の取扱要領」

上記(※)

○「中央職業能力開発協会検定秘文書取扱規程」より抜粋

(検定秘文書の適正処理)

第4条 技能検定部の職員は、それぞれの所掌事務の範囲内において、検定秘文書の秘密が図られるようこの規程に基づいて適正な事務処理を行わなければならない。

2 技能検定部の部長及び統括技能検定専門役は、前項の趣旨が達せられるよう関係職員に対し、必要な指導監督を行うものとする。

○「中央技能検定委員の秘密保持に関する規程」より抜粋

(検定秘文書の適正処理)

第4条 技能検定部の職員は、それぞれの所掌事務の範囲内において、検定秘文書の秘密が図られるようこの規程に基づいて適正な事務処理を行わなければならない。

2 技能検定部の部長及び統括技能検定専門役は、前項の趣旨が達せられるよう関係職員に対し、必要な指導監督を行うものとする。

○「検定秘文書を中央技能検定委員に持帰りをさせる場合の取扱要領」

中央職業能力開発協会検定秘文書取扱規程(昭和59年3月30日規程第57号。以下「取扱規程」という。)第7条第5項に基づき、出席した技能検定委員全員の合意及び取扱責任者の承認を得た検定秘文書を中央技能検定委員に持帰りをさせる場合の取扱いを次のように定める。

# 過去の不適正事案について

## I. 技能検定試験問題漏洩における再発防止策

### 1. 事案

#### (1) 平成12年度技能検定試験問題の漏洩

##### ① 概要

- ◆ 中央技能検定委員が「内燃機関組立て職種」の1、2及び3級学科試験問題について、これを漏洩し、所属企業受検者の便宜を図った。

##### ② 処分

- ◆ 中央技能検定委員(1名)について、中央協会「中央技能検定委員選任規程」による解任
- ◆ 刑事告発(略式起訴)

#### (2) 平成15年度技能検定試験問題の漏洩

##### ① 概要

- ◆ 中央技能検定委員が「コンクリート圧送施工職種」の1、2級実技、学科試験問題について、業界団体の技術委員会(技能検定試験に係る事前講習会の性格を有する)において、これを漏洩し、業界団体の傘下組合受検者の便宜を図った。

##### ② 処分

- ◆ 中央技能検定委員(3名)について、中央協会「中央技能検定委員選任規程」による解任
- ◆ 刑事告発逮捕(略式起訴)

## 2. 再発防止策

○平成12年度技能検定試験問題の漏洩にかかる再発防止策

### (1) 中央技能検定委員における秘密保持の方策の徹底・強化

- ・中央技能検定委員(以下「委員」という。)の秘密保持義務に関し、委員に対する周知文書を毎年、初回委員会において配布のうえ周知を図る。
- ・加えて委員推薦・就任依頼のときにも、委員の秘密保持義務を周知する。
- ・委員が秘密保持義務(職業能力開発促進法第七十七条)を自覚し、試験問題原案等の管理を適切に行わなければならないこと等を規程を新たに定めるとともに、既存の規程の整備を行った。
- ・委員は、受検準備講習の講師等の疑惑を招く行為をしてはならないものであること。
- ・委員は、これらの規定に違反したとき、解任されるものであること等所要の規定の整備を行うこと。

### (2) 検定秘文書の管理の明確化及び厳格化

中央職業能力開発協会検定秘文書取扱規程(昭和59年 規程第57号)及び関係要領を整備した。

- ・検定秘文書の範囲を具体的に明示したこと。
- ・検定秘文書の持帰りは厳禁としたこと。ただし、やむを得ない場合として検定秘文書取扱規程に定める一定の場合にあっては、持帰りを認めることを明確にしたこと。
- ・委員に持ち帰らせる試験問題等に「検定秘・要回収」と表示し、厳重管理・要返却日等の注意文書を交付することとすること。
- ・試験問題等の持帰り及び回収状況を記録簿により管理することとすること。

### (3) 職員に対する周知徹底

以上の周知徹底のため、秘密保持に関する関係規程、Q&A等に基づき、技能検定部全職員の研修を定期的に行い、周知徹底を図ること。

### (4) 試験問題プール制の導入

以上の措置に加え、秘密保持を要する資料を持ち帰る機会を低減するため、学科試験問題について出題予定数の複数倍の作成を計画的に行うこと。

○平成15年度技能検定試験問題の漏洩にかかる再発防止策

### (1) 中央技能検定委員に対する周知の徹底

中央技能検定委員の秘密保持義務関連事項について、これまで行ってきた対策に加え、本人の意思の確認と中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)からの説明方法の統一化を行う。

- ・中央技能検定委員への就任依頼をする際に、依頼文書の別紙に秘密保持義務関連事項を記載した文書を添付し、秘密保持義務関連事項の周知も併せて依頼する。また、中央技能検定委員の就任承諾書に秘密保持義務等の遵守の意思を確認させる内容を記載し、本人が秘密保持義務等について確認した上で、承諾の署名を行うよう求める。
- ・中央技能検定委員に対する秘密保持義務関連事項の説明に際し、全ての中央技能検定委員に対して同一の説明を行うことを徹底させるために、説明手順及び説明内容を記した説明要領を作成した。また、職種・業ごとに開催される中央技能検定委員会の毎年度の初回委員会において、当該説明要領に基づき、中央技能検定委員必携を配布のうえ説明を行う。

### (2) 協力団体に対する周知等

協力団体に対して、中央技能検定委員の秘密保持義務関連事項について周知するとともに、中央技能検定委員の推薦依頼の際に、中央技能検定委員となった者が秘密保持義務等を遵守することができるよう団体としても協力いただくよう依頼する。

- ・中央技能検定委員の秘密保持義務関連事項について、全ての協力団体へ文書を送付し、周知を行う。
- ・協力団体会議においても、中央技能検定委員の秘密保持義務関連事項について説明を行う。
- ・協力団体から中央技能検定委員を推薦する際に、被推薦者へ秘密保持義務関連事項を周知したとともに、中央技能検定委員となった者が秘密保持義務等を遵守することができるよう団体としても協力する旨について記載した文書を提出するよう求める。
- ・協力団体が受検準備講習会を実施する場合に、その資料として公開されている過去の試験問題を活用することができるよう、入手方法(転載許諾申請)等について周知する。

### (3) 中央協会職員に対する周知徹底

中央技能検定委員の秘密保持義務関連事項について、中央協会技能検定部職員の定期的な研修を開催し、周知徹底を図る。現在、部長から年4回説明を行うこととしている。

## Ⅱ. 会計検査院指摘事項における再発防止策

### 1. 事案

#### (1) 概要

- 平成20年度に中央職業能力開発協会に対し会計検査院が会計実地検査を行ったところ、平成14年度から平成18年度までの補助事業及び委託事業について、以下の指摘を受けたもの(平成20年11月7日)
  - ① 事務所の一部を別の2法人に事務所として利用させていたが、賃借料等に係る補助金及び委託費の算定について、これら法人の使用面積に係る賃借料等を含んだまま補助金及び委託費の算定を行っていた。(平成14年度～平成18年度)
  - ② 補助事業とは関係のない懇親会の飲食費を補助対象経費に含めていた。(平成14年度～平成16年度)
- 会計検査院から指摘を受けた金額の総計は、約4,036万円である。(上記①3,972万円、②64万円)

#### (2) 対応

- 会計検査院から指摘を受けたものに係る補助金・委託費について、平成20年11月に加算金を付して国庫に返還済み。
- 別の2法人は、平成20年9月に事務所から移転済み。
- 今回の会計検査院の指摘を受け、同年11月に、管理監督責任を含め、担当役員の減給、文書による嚴重注意又は口頭注意を行った(平成20年11月26日付け)。

### 2. 再発防止策

会計検査院報告を受け、中央職業能力開発協会の対応は以下のとおり。

#### ① 会計処理体制

総務部においては、従前は契約事務も予算決算係において実施されており、十分な牽制体制が図られていなかったことから、新たに契約係を設置し、契約事務について適正執行できる体制を整備したところである。

#### ② 監査体制

平成20年度までは、監査法人とのアドバイザリー業務契約により、必要なときに疑問点等に対し、アドバイスを受けてきた。

平成21年度からは監査法人と監査契約を締結し、年間を通じて専門家から当協会の財務諸表を当協会会計規程並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成し、当協会の財務状況及び経営成績を適正に表示しているか否かに関して監査を受けることにより、当協会の会計処理の妥当性を確認し、透明性を高めることに取り組んでいる。

#### ③ 職員の法令遵守等

毎年約一ヶ月半の間、政府関係法人会計事務職員研修を会計課職員に受講させ、職員の資質の向上を図り、当該研修で学んだ法令等の知識を他の職員に周知徹底を図っている。また、役員からコンプライアンスについて職員に向けて意識改革や資質の向上を図るため、適切な指導を行っている。